

「公益目的支出計画」の実施完了のご報告

一般社団法人島根労働基準協会は、内閣府公益認定等委員会の認可を受け、平成 24 年 4 月 1 日に一般社団法人へ移行しました。

移行時の公益目的財産は公益目的事業の支出によって国へ返還することとされているため、当協会は 12 年で完了する「公益目的支出計画」を提出し公益目的事業を実施してまいりました。

「公益目的支出計画」は当初の計画どおり令和 6 年 3 月 31 日をもって事業を完了し、令和 6 年 6 月 24 日付で「公益目的支出計画完了確認請求書」を提出し、令和 6 年 7 月 11 日付で島根県知事より「公益目的支出計画の実施完了の確認書」(総第 990 号)を受領いたしました。

これにより、当協会は一般社団法人移行に関する手続きがすべて完了いたしましたので、ご報告いたします。

[公益目的支出計画の実施完了の確認書](#)